

令和4年3月15日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

今後の感染拡大防止について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで経験したことのないスピードと規模で感染拡大した「第6波」も、本県では、新規陽性者の7日間移動合計の今週先週比が3週連続「1」を下回り、病床使用率も4割を下回るなど、緩やかではあるものの減少傾向が確実なものとなりました。そのため、国に対して、本県への「重点措置」の適用について、3月21日の期限をもって解除を要請することとします。

しかしながら、依然として、様々な課題や懸念材料を抱えており、決して気を緩めることなく、感染の高止まり、さらには第7波へと再拡大することを大いに警戒しなければなりません。

ついては、岐阜県新型コロナウイルス感染症第42回対策協議会・第54回対策本部本部員会議において、別添「今後の感染拡大防止について」を決定いたしました。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び油断なく感染防止対策を徹底・継続していただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・今後の感染拡大防止について